

下水道受益者負担金にかかる延滞金の請求誤りについて

下水道受益者負担金にかかる令和6年の延滞金に関し、請求誤りが判明しましたので、下記のとおりご報告します。

対象となる受益者の皆様には、ご迷惑をおかけしましたこと、さらには市民の皆様からの下水道事業に対する信頼を損ねることになったことについて、深く反省するとともに心よりお詫び申し上げます。

1 概要について

下水道受益者負担金について、年2回集中的に滞納整理を実施しております。令和6年12月10日(火)、11日(水)に受益者負担金の滞納整理を実施したところ、対象者より延滞金の算出方法について問い合わせがあり、確認した結果、過大に請求していた事が判明しました。

2 原因について

受益者負担金の延滞金は、条例の「延滞金の割合の特例」により、延滞金特例基準割合を用いて延滞金を計算することになっています。しかし、令和6年1月から適用する特例基準割合が前年から変更がなかった場合、値の入力がなくても、前年の値でシステムが計算すると勘違いし、システム入力を行わなかったことにより、特例を用いない割合で延滞金が計算され、過大に請求する結果となりました。

3 今後の対応について

すでに、過大請求の延滞金を納付された対象者につきましては、訪宅、文書等により、詳細を説明し、差額分の還付を行います。

納付がまだの対象者につきましても、訪宅、文書等により、詳細を説明し、正しい催告書をお渡しします。

【対象者】

39名(42件)

誤った延滞金 831,600 円 正しい延滞金 643,600 円 差額 188,000 円

【上記のうち12月16日までに納入が確認できている件数、金額】

11名(11件)

誤った延滞金 234,000 円 正しい延滞金 186,500 円 差額 47,500 円

差額の47,500円は還付を行います

4 再発防止策

延滞金特例基準割合の数値をシステムに入力する時、及び、納付書を出力した時に、複数職員で突合、確認することにより、再発防止に努めます。

問合せ先 上下水道業務課 排水係
(0568) 79-1407 (直通)